

**【新設】(対応債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均的な残高の意義)**

**66の5の2-9** 措置法令第39条の13の2第10項に規定する「当該事業年度の当該資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、除外対象特定債券現先取引等に係る同項に規定する対応債券現先取引等（以下「対応債券現先取引等」という。）に係る資産の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、その事業年度を通じた資産の帳簿価額の平均的な残高をいうものとする。

⑩ その事業年度の開始の時及び終了の時における対応債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均額は、「平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」に該当しない。

**【解説】**

- 1 令和元年度の税制改正において、過大支払利子税制（以下「本制度」という。）の条文構成が変更されたことに伴い、本制度に関する既存の取扱い（旧措通66の5の2-1から66の5の2-16まで）を廃止し、所要の見直しを行った上で、改正後の条文に沿ってその取扱い（措通66の5の2-1から66の5の2-18まで）を新たに定めている。本通達は、「対応債券現先取引等に係る資産の帳簿価額の平均的な残高の意義」について、従来明らかにされていた取扱い（旧措通66の5の2-13）と同様の取扱いを定めるものである。
- 2 本制度における対象外支払利子等の額とされる特定債券現先取引等（措法66の5の2②八）に係る支払利子等の額は、除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額に、次の算式による割合を乗じて計算した金額とすることとされている（措令39の13の2⑨）。

（算式）

$$\text{割合} = \frac{\text{除外対象特定債券現先取引等に係る調整後平均負債残高（注）}}{\text{除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高}}$$

（注）次のうちいずれか少ない金額をいう（措令39の13の2⑩）。

- (1) 除外対象特定債券現先取引等に係る負債に係る平均負債残高
  - (2) その除外対象特定債券現先取引等に係る対応債券現先取引等に係る資産に係る平均資産残高
- 3 ところで、上記2（注）(2)の「対応債券現先取引等に係る資産に係る平均資産残高」は、「当該事業年度の当該資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」をいうこととされているが（措令39の13の2⑩）、この「当該事業年度の当該資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは具体的にどのようなものをいうのか、法令上の規定においては必ずしも明らかでない。

そこで、本通達において、この「当該事業年度の当該資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、資産（貸付金）の帳簿価額の日々の平均残高又は各月末の平均残高等、その事業年度を通じた資産の帳簿価額の平均的な残高をいうことを明らかにしている。

- 4 なお、この「当該事業年度の当該資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額」とは、その事業年度を通じた資産の帳簿価額の平均的な残高をいうのであり、少なくとも各月末の平均残高以上の精度をもって計算することが予定されているのであるから、その事業年度の期首と期末の資産の帳簿価額の平均額は、これに該当しない。本

通達の注書では、このことを念のため明らかにしている。

5 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 89 の 2－9）を定めている。